

税務トピックス

～国税庁がHPに「相続税の申告要否判定コーナー」を開設～

国税庁がHPに開設した「相続税の申告要否判定コーナー」についてご紹介致します。

1. 概要

入力フォームに「法定相続人の数」、「相続財産及び債務等」を入力することにより、相続税の申告の要否を概算で判定することができます。

「法定相続人の数」・・・配偶者、子ども、父母、兄弟姉妹の有無の確認

「相続財産及び債務等」・・・土地や建物などの項目ごとに金額を入力（入力例や解説を参考に）

この判定結果は、「相続税の申告要否検討表」として印刷することができるので、税務署から「相続税についてのお尋ね」が届いた方が、税務署への回答を作成する場合にも利用することができます。

また、判定結果はデータファイルとして保存することができ、このデータファイルを読み込むことで、いつでも判定結果を確認することができます。

2. 注意点

この判定結果はおおよその申告要否を判定するものであって、相続税の申告書を作成するものではありません。

3. 申告について

相続税には各種特例（小規模宅地等の特例、配偶者の税額軽減など）があり、この特例の適用を受けるためには、相続税の申告が必要となります。

さらに、その特例を適用するためには、そのための要件を満たす必要があります。

相続が始まる前から準備することで、特例や適用要件の確認をすることもできますので、この機会に一度確認してみてもはいかがでしょうか。